

# 地方自治体の基幹業務システムの 共通機能の標準仕様書及び 標準仕様書間の横並び調整方針 について

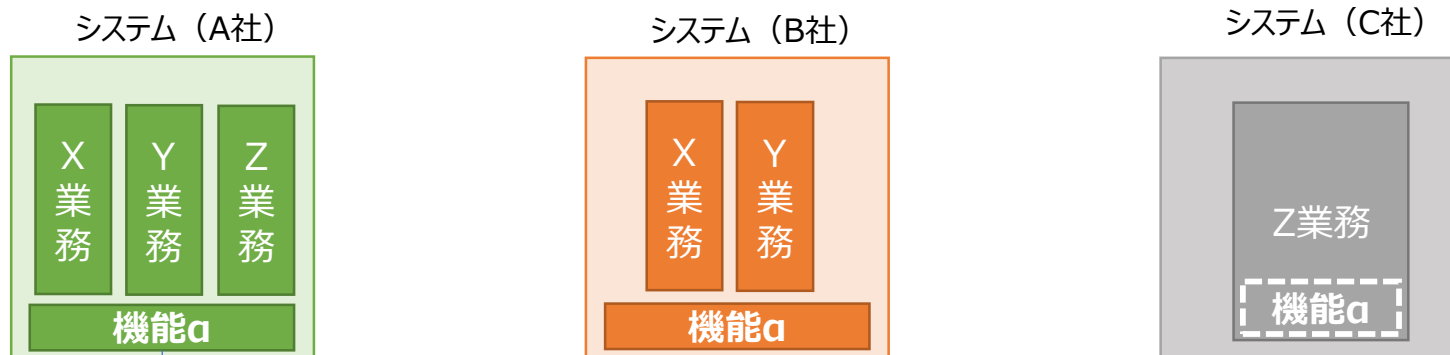
2022年7月

デジタル庁

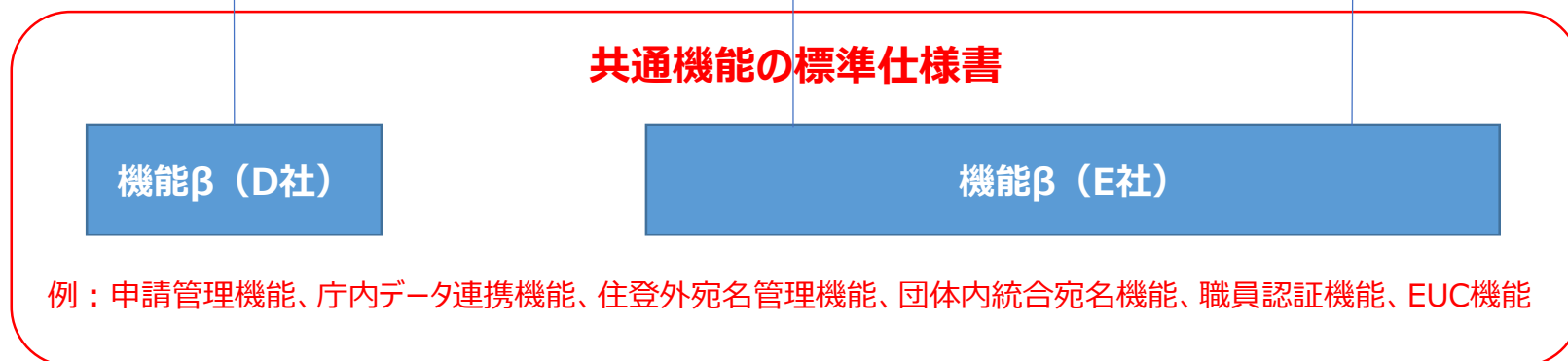
# 共通機能の標準仕様書【第0.8版】の射程

- 他ベンダーが提供する可能性のある共通機能については、共通機能の標準仕様書を策定し、標準準拠システムとのインターフェースを規定（一システムと見なして、他標準準拠システムとの連携要件の標準（機能別連携仕様）を策定）する。

【レベル1】  
自パッケージ内の  
共通機能



【レベル2】  
他ベンダーが提供する  
可能性のある共通機能



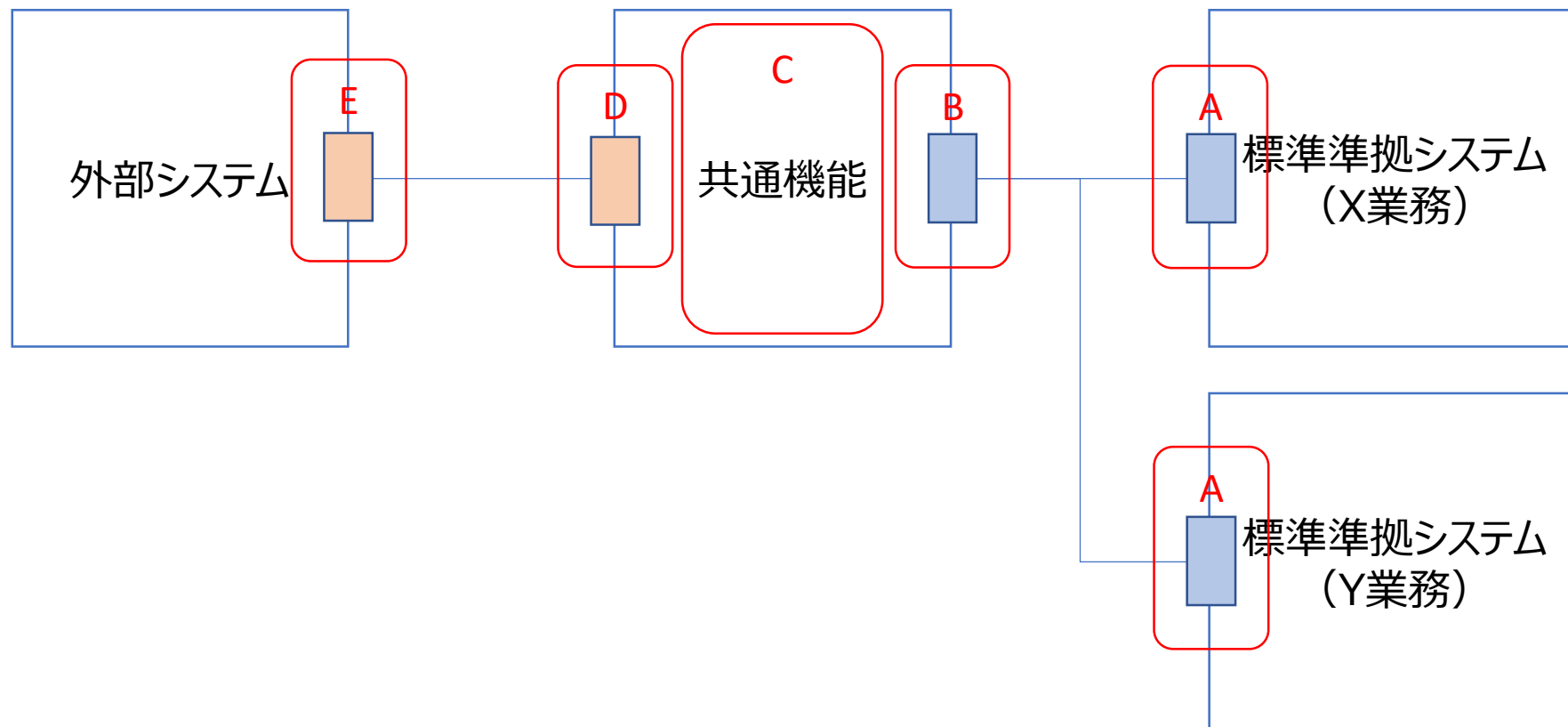
【レベル3】  
国で1つの共通機能



例：ガバメントクラウドのマネージドサービス

# 共通機能の標準仕様書【第0.8版】が規定するもの

- 共通機能（標準準拠システムを用いて業務を行う際に必要な機能であって、全ての標準化対象事務に係る標準準拠システムに共通する機能）については、各地方公共団体が調達する標準準拠システムの実運用に関連するものであり、原則、国は提供せず、標準仕様書（統一的ルール）に従って、事業者がガバメントクラウド上に実装するサービスを各自治体が利用する。
- 標準仕様書の作成方針については、次のとおりとする。
  - ① 標準準拠システムにおける共通機能とのインターフェース部分（A）のカスタマイズを発生させないようにするため、共通機能と標準準拠システムとのインターフェース（A・B）について標準を作成する。
  - ② 共通機能における外部システムとのインターフェース部分（D）は、外部システムのインターフェース（E）に合わせる。
  - ③ ①、②以外の共通機能の機能（C）については、最低限の実装すべき機能について標準を作成する。



# 想定する機能と規定事項

機能名	主な規定事項
1. 申請管理管理	(1) 標準準拠システムとの連携方法 (2) マイナポータル等の電子申請システムとの連携方法
2. 庁内データ連携機能	(1) RESTによる公開用API方式 (2) ファイル連携方式
3. 住登外者宛名番号管理機能	(1) 標準準拠システム間の連携に用いる住登外者宛名番号 (2) 標準準拠システムにおいて住登外者宛名番号を割り当てるために連携する情報及び連携方法
4. 団体内統合宛名機能	(1) 中間サーバとの連携に用いる団体内統合宛名番号 (2) 中間サーバと標準準拠システムとの連携方法
5. 職員認証機能	(1) SSO（シングルサインオン）を実装する場合の認証方式
6. EUC機能	(1) EUCにおけるデータソース

# 標準仕様書間の横並び調整方針

- デジタル庁は、各基幹業務システムの標準仕様書間の整合性を図るため、各業務共通で規定すべき事項について、各府省の意見を踏まえた上で、「標準仕様書間の横並び調整方針」を策定する。
- デジタル庁が示した調整方針を踏まえて、各制度所管府省は、各基幹業務システムの標準仕様書にその内容を反映させる。
- デジタル庁は、令和4年6月に、21項目について、横並び調整方針を策定し、現在、各制度所管府省が標準仕様書への反映を検討中。今後も、標準仕様書の横並びの観点から、必要な調整を行う予定。

(例) 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること

## ① 標準仕様書の横並びを確認 (デジタル庁)

住民記録	税務共通	介護保険	就学 (学齢簿)
10.6 中間標準レイアウト仕様での出力 「中間標準レイアウト仕様 (住民基本台帳)」で定義された表形式 (移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧)、XML形式又はCSV形式 (レイアウト仕様) に準拠したデータ抽出機能が提供されること。	1.8.6. 中間標準レイアウト仕様での出力 「中間標準レイアウト仕様」で定義された表形式 (移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧)、XML形式又はCSV形式 (レイアウト仕様) に準拠したデータ出力機能が提供されること。	1.1.2. 住民記録の異動情報を元に、各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容を確認できること。 ※1 各事業は、地域情報プラットフォーム標準仕様の障害者福祉業務ユニットに記載の事業とする。	6.1.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携 地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようにすること。

## ② 横並び調整方針の策定 (デジタル庁)

### 1. 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること

- 「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の策定を踏まえ、標準仕様書において従うべきデータ要件の標準として記載されている「中間標準レイアウト」については「データ要件の標準」に、従うべき連携要件の標準として記載されている「地域情報プラットフォーム」については「連携要件の標準」に改める。

## ③ 各業務の標準仕様書に反映 (各制度所管府省)

# 標準仕様書間の横並び調整方針の項目一覧

1. 本文の構成に関すること
2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること
3. マイナポータルぴったりサービスに関すること
4. 庁内データ連携に関すること
5. 宛名番号に関すること
6. 住登外者宛名番号に関すること
7. 団体内統合宛名番号に関すること
8. 操作権限設定・管理に関すること
9. EUCに関すること
10. 統合収滞納管理に関すること
11. 検索文字入力に関すること
12. 大量印刷に関すること
13. バッチ処理／一括処理に関すること
14. 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること
15. 文字要件に関すること
16. 金融機関マスタに関すること
17. 住所マスタに関すること
18. バーコード、QRコードに関すること
19. 引越しOSSに関すること
20. 公的給付支給等口座に関すること
21. DV等支援措置に関すること

# データ要件・連携要件の標準における横並び調整方針

- デジタル庁は、政府相互運用性フレームワーク（GIF）を策定する等、データの標準化を進めている。
- このような各種標準と整合性を確保するため、地方公共団体の基幹業務システムのデータ要件・連携要件の標準の策定及び更新において、「データ要件・連携要件の標準におけるデータ項目及びコードの横並び調整方針」を次のとおり策定し、当該方針の下、現在、各制度所管府省や関係するベンダと調整しているところ。

## 1. データ項目について

以下の項目については、政府相互運用性フレームワーク（GIF）の推奨規定に沿ったデータ項目を基本データリストに規定する。

## 2. コードについて

全国的に統一的なコード値として外部機関等が規定しているコード値を参照利用する。

データ項目	主な規定事項
①住所 (コード)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県及び市区郡町村については、「都道府県市区町村_住所コード」(6桁)として項目規定し、コード値は全国地方公共団体コード(総務省が規定)を利用する。</li> <li>・ 町及び字については、「町字_住所コード」(7桁)として項目規定し、コード値はベース・レジストリ「日本町字マスターデータセット」(デジタル庁が規定)を利用する。</li> </ul>
②住所 (文字列)	住所(文字列)は、「住所_都道府県」、「住所_市区郡町村名」、「住所_町字」、「住所_番地号表記」及び方書とする。 (例) 住所_都道府県:東京都 住所_市区郡町村名:千代田区 住所_町字:霞が関二丁目 住所_番地号表記:1-6
③氏名 (日本人)	氏名(日本人)は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本人の氏名については、「氏」と「名」を分離して規定する。</li> <li>・ 「日本人_氏」と「日本人_名」は、データ出力条件=必須とする。</li> <li>・ 氏と名を連結した「氏名」をデータ出力条件=必須とする。</li> </ul>
④日付・時刻	日付及び時刻関連のデータ項目は以下の型・桁数とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付: YYYY-MM-DD (データ型X、桁数10)</li> <li>・ 時刻: HH:MM:SS (データ型X、桁数8)</li> </ul>

コード	主な規定事項
①住所コード_都道府県市区町村	総務省「全国地方公共団体コード」で規定されたコード値を利用する。
②住所コード_町字	デジタル庁のベース・レジストリ「日本町字マスターデータセット」で規定されたコード値を利用する。
③金融機関コード	全銀協の「統一金融機関コード」で規定されたコード値を利用する。
④学校コード	文科省の「学校コード」で規定されたコード値を利用する。
⑤国籍コード	JIS X 0304の「国名コード」で規定されたコード値を利用する。

# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
1. 本文の構成に関すること	<p>○ 標準仕様書のうち、背景や目的等については、基本方針と重複した記載になっていることから、次のとおり、基本方針を引用する形に置き換えてもよい。</p> <p>x.x.x はじめに</p> <p>本標準仕様書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年〇月）を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。</p>
2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること	<p>○ 標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFIT&amp;GAPを効率的に行うために、エクセル形式にしてほしいとの要望が多いため、レイアウトは次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定都市、中核市などの団体の種類によって実装区分が異なる設定をしている基幹業務の標準仕様書は、エクセル形式の別添1のとおりとする。</p> <p>(2) (1)以外の基幹業務の標準仕様書は、エクセル形式の別添2のとおりとする。</p> <p>○ なお、機能要件の説明に必要な図表等資料については、機能要件とは別冊で作成することを可とし、ファイル形式は問わない。</p>



# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
<p>3. マイナポータル びったりサービスに関する こと</p>	<p>○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。</p> <p>(1)「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」「V地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続（以下「重点計画記載手続」という。以下同じ。）を行う基幹業務システムの場合</p> <p>オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。          取得した申請データについて、申請処理できること。          当該申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○○ ※重点計画記載手続</li> <li>・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能</li> </ul> <p>(2)(1)以外の基幹システム（国民年金システムを除く。）の場合</p> <p>オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。          取得した申請データについて、申請処理できること。          当該申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・△△ ※重点計画記載手続がなくても記載可能</li> </ul>

# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
4. 庁内データ連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する連携機能の「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。</li><li>○ 各標準仕様書間や連携要件の標準との間で整合性が確保されていないものは、引き続き、デジタル庁と関係府省間で協議し、調整する。</li></ul> <p>(例) 機能別連携仕様の「機能説明」</p> <p>(1) 「住民記録システムが、国民健康保険システムに、○○情報を照会する。」と規定している場合 → 住民記録システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。 x.x.x 他基幹業務システムとの連携 国民健康保険システムに、○○情報を照会する。</p> <p>(2) 「国民健康保険システムは、住民記録システムに、○○情報を提供する。」と規定している場合 → 国民健康保険システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。 x.x.x 他基幹業務システムとの連携 住民記録システムに、○○情報を提供する。</p>

# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
<p>5. 宛名番号に関すること</p>	<p>○ いわゆる「宛名管理システム」と呼ばれているものについては、特定の個人（法人）の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指す場合と、宛名番号（住民宛名番号又は住登外者宛名番号）を付番するためのシステムを指す場合が混在している。</p> <p>○ 標準仕様書においては、「宛名管理システム」とは、特定の個人（法人）の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指すものと整理をする。 宛名番号の付番をするためのシステムについては、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携することとし、住登外者については住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。以下同じ。）が付番することと整理する。</p> <p>○ 宛名管理システムは、同システムで管理する宛名情報の定義や取扱いが自治体により様々であることを踏まえ、同システムで処理する宛名管理の事務は、当分の間、標準化対象外とし、宛名情報を一元的に管理したい自治体は、宛名管理システムを、独自施策システムとして構築し、標準準拠システムとAPI連携する。</p> <p>○ したがって、標準仕様書において次の方針で修正を行う。 (1) 宛名管理システムを連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを想定している規定は、地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】に規定する（「5. 統合収滞納管理」と同様）ため、削除する。 (2) 宛名管理システムを宛名番号付番として考えられている部分については、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携すること、住登外者については住登外者宛名番号付番機能が付番し他システムに連携することを踏まえ、文意が通じるよう修正を行う。 なお、住登外者宛名番号の付番については、3. のとおり規定する。</p>
<p>6. 住登外者宛名番号に関すること</p>	<p>○ 住登外者宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定するため、住登外者宛名番号管理機能を「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定することから、住登外者の管理が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、住登外者宛名番号管理に関し、実装必須機能として、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能</p> <p>住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。</p>

# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
7. 団体内統合宛名番号に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 団体内統合宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定し、中間サーバへの副本登録等を統一的方法で行う。</li><li>○ 具体的には、各基幹業務システムにおいて団体内統合宛名を保持せず、副本登録等は、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を通して行う。</li><li>○ このため、中間サーバとの連携が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、団体内統合宛名番号の付番及び中間サーバ連携に関して、実装必須機能として、次のとおり規定する。 x.x.x. 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバへの副本情報登録機能</li></ul> <p>団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。 中間サーバへの副本情報の登録は、団体内統合宛名機能を経由して行うことができること。</p>

# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
<p>8. 操作権限設定・管理に関すること</p>	<p>○ 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、最低限、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 操作権限設定・管理</p> <p>【実装必須機能】          発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位で I D 及び パスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。          職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。          操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。          アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。          アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。          アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。          また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。          他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。          なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。          ID パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。          複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。</p> <p>【標準オプション機能】          組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。          操作権限一覧表で操作権限が設定できること。</p>

# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
<p>9. EUCに関する こと</p>	<p>○ EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。）、標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。</p> <p>x.x.x EUC機能</p> <p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（〇〇システム）」に規定するデータ項目とする。</p>
<p>10. 統合取滞納 管理に関する こと</p>	<p>○ 統合取滞納管理システム（全庁的に行う収納管理及び滞納管理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）と、個別取滞納管理機能（各基幹業務システムの標準仕様書において規定している収納管理及び滞納管理を実現するための機能をいう。以下同じ）との関係については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 統合取滞納管理システムについては、標準準拠システム以外のシステムと位置づける。</p> <p>(2) 統合取滞納管理システムにおいて、個別取滞納管理機能に相当する機能については、標準仕様書に適合することを求める。</p> <p>(3) 各基幹業務システムは、統合取滞納管理システムの導入の有無にかかわらず、個別取滞納管理機能を実装するが、統合取滞納管理システムにおいて個別取滞納管理機能に相当する機能を実現する場合には、各基幹業務システムに実装された個別取滞納管理機能を利用しなくてもよい。ただし、統合取滞納管理システムを含めパッケージとして一体的に提供される標準準拠システムについては、当該パッケージの中で、当該統合取滞納管理システムをもって個別取滞納管理機能とみなすことができる。</p> <p>(4) 各基幹業務システムと統合取滞納管理システムとの情報連携については、地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書の「独自施策システム等連携仕様」による。（独自施策システム等連携仕様において、機能別連携仕様に規定する対象データ項目以外のデータ項目を一定の要件の下で受け取れる規定を新たに設ける予定。）</p> <p>○ 上記の考え方については、地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】に規定するため、各基幹業務システムの標準仕様書に当該考え方を規定している部分については、削除をする。</p>

# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
11. 検索文字入力に関すること	<p>○ 基幹業務システム（住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍附票システム及び戸籍システムを除く。）において、氏名の検索文字入力を統一的に行えるようにするため、住民記録システムの方法をベースに、当該基幹業務システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 検索文字入力</p> <p>【実装必須機能】 氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。</p>
12. 大量印刷に関すること	<p>○ 大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取り決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件設定が想定される。また、標準準拠システムがクラウド上に構築されることが前提であることを踏まえ、標準準拠システムに印刷機能を実装するのではなく、帳票等の印刷のためのデータ出力機能を、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x. 印刷データ出力</p> <p>【実装必須機能】 帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。</p> <p>【標準オプション機能】 帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。</p>

# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
<p>13. バッチ処理／一括処理に関すること</p>	<p>○ どの機能についてバッチ処理を必要とするか、という点については、各業務特性にあわせ、制度所管府省が検討し、標準仕様書に規定する。</p> <p>○ バッチ処理する場合には、方法を統一することとし、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x. バッチ処理</p> <p>【標準オプション機能】</p> <p>バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月××日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が提供されること。</p> <p>また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。</p> <p>前回設定のパラメータは、一部修正ができること。</p> <p>修正パラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。</p> <p>全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。</p> <p>バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</p>
<p>14. 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること</p>	<p>○ 「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の策定を踏まえ、標準仕様書において従うべきデータ要件の標準として記載されている「中間標準レイアウト」については「データ要件の標準」に、従うべき連携要件の標準として記載されている「地域情報プラットフォーム」については「連携要件の標準」に改める。</p>
<p>15. 文字要件に関すること</p>	<p>○ 文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定することから、標準仕様書において文字要件を規定している記載については、次のとおり改める。なお、システム移行時期が異なる場合の過渡期対応については、さまざまなパターンが考えられることから、横並び調整方針としては規定しない。</p> <p>文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。</p>



# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
<p>16. 金融機関マスタに関すること</p>	<p>○ 口座を利用する事務を行う基幹業務システムにおいて、統一的な管理を行うことができるように、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x. 金融機関マスタ管理</p> <p>【実装必須機能】 金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ等）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること</p> <p>【標準オプション機能】 全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。</p>
<p>17. 住所マスタに関すること</p>	<p>○ 住民記録システムは、大量かつ頻回に住民情報を効率的に管理する必要があることから、住所マスタを保持する。</p> <p>○ 基幹業務システム（住民記録システムを除く。）は、住民の住所については住民記録システムから取得する。住登外者の住所については、アドレス・ベース・レジストリに対し必要な都度、API連携により取得する。したがって、住所マスタを保持する必要はないことから、住所マスタ管理について規定している部分を削除する。</p> <p>○ 住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）がある基幹業務システム（住民記録システムを除く。）の標準仕様書においては、アドレス・ベース・レジストリをAPI連携又はファイル連携で参照できるように、次のとおり規定する。</p> <p>【実装必須機能】 住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。</p>

# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
18. バーコード、QRコードに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務効率化や住民サービスの向上のために帳票等へ印字する二次元コードについて（例：振込や返戻管理等）については、各業務特性によって二次元バーコードに持たせる情報量や帳票に印字できるスペース等によって変わることから、当該業務特性あわせた対応を各府省で検討し、規格を指定する。</li> </ul>
19. 引越しOSSに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 別途、デジタル庁のマイナ・OSS班が関係府省に引越OSSについて調整をしていることから、その結果を受けて、標準仕様書に反映する。</li> <li>○ なお、今後の引越しOSSの検討により、転入予約情報を活用した事前準備等のサービスが拡充される場合には、当該サービス実現のための機能を拡充する可能性があることに留意すること。</li> </ul>
20. 公的給付支給等口座に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、公金受取口座の対象事務（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年12月デジタル庁令第10号）第二条各号に規定する事務）を有する基幹業務システム（11システム：収納管理、介護保険、障害者福祉、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て、児童手当）の標準仕様書において、実装すべき機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ、修正する。</li> </ul> <p>【実装必須機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。</li> <li>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</li> </ul> <p>【実装不可機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、標準仕様書に規定されている帳票のうち、公金受取口座（公的給付支給等口座）に関係するものにおいては、公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無チェック欄を設ける。</li> </ul>

# 標準仕様書間の横並び調整方針

事項	主な規定事項
21. DV等支援措置に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ DV等支援対象者の保護の観点から、住民記録システムから支援措置対象者情報を連携するすべての基幹業務システムの標準仕様書において、次のとおり表記を統一する。 「DV等支援措置対象者」又は「支援対象者」など、支援措置対象者を表す表記については、「支援措置対象者」とする。 「支援措置対象者における特別事情（DV等）に関する情報」など支援措置対象者情報を表す表記については「支援措置対象者情報」とする。 「支援措置期間中」とのみ規定しているものは「支援措置期間及び仮支援措置期間中」とする。</li><li>○ なお、加害者情報の連携については、その必要性に応じて各府省において検討し、関係府省庁で協議した上で記載する。</li></ul>